

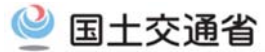
# 自然災害リスクに対応した「まちづくり」と「住まい方」に関する支援制度

国土交通省中部地方整備局  
建政部都市整備課  
住宅整備課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## コンパクトシティ形成支援事業（集約都市形成支援事業）



※赤字については、令和2年度の拡充事項

- 防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく、居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への**居住機能の移転促進に向けた調査への支援**を追加。

### ■ 計画策定の支援

対象計画：①立地適正化計画  
②PRE活用計画  
③広域的な立地適正化の方針  
④低炭素まちづくり計画

補助対象者(直接補助:1/2、上限550万円まで定額\*)  
 > 地方公共団体 (①~④)  
 > 市町村都市再生協議会 (①のみ)  
 > PRE活用協議会 (②のみ)  
 > 鉄道沿線まちづくり協議会 (③のみ)  
 ※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ

### ■ コーディネート支援

専門家の派遣等を通じて以下の取組を支援  
 - 計画策定に向けた合意形成  
 - 計画に基づく各種施策の推進のための合意形成

補助対象者(直接補助:1/2)  
 > 地方公共団体  
 > 民間事業者等  
 補助対象者(間接補助:1/3)  
 > 民間事業者等

### ■ 誘導施設等の移転促進の支援

誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援  
 - 医療施設、社会福祉施設等 (延床面積1,000㎡、500㎡以上※)  
 - 商業施設 (上記と一体的に立地するもの)  
 ※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ

補助対象者(直接補助:1/2)  
 > 地方公共団体  
 > 民間事業者等  
 補助対象者(間接補助:1/3)  
 > 民間事業者等

### ■ 建築物跡地等の適正管理支援

立地適正化計画に跡地等管理区域として位置付けられた区域等における建築物跡地等の適正管理を支援  
 - 跡地等の適正管理に係る方策を検討するための調査  
 - 跡地等管理協定を締結した建築物跡地等の管理のための 専門家派遣及び管理上必要な敷地整備

補助対象者(直接補助:1/2)  
 > 地方公共団体  
 > 民間事業者等  
 補助対象者(間接補助:1/3)  
 > 民間事業者等

### ■ 居住機能の移転促進に向けた調査支援 R2拡充

防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査を支援

補助対象者(直接補助:1/2\*)  
 > 地方公共団体  
 ※上限500万円

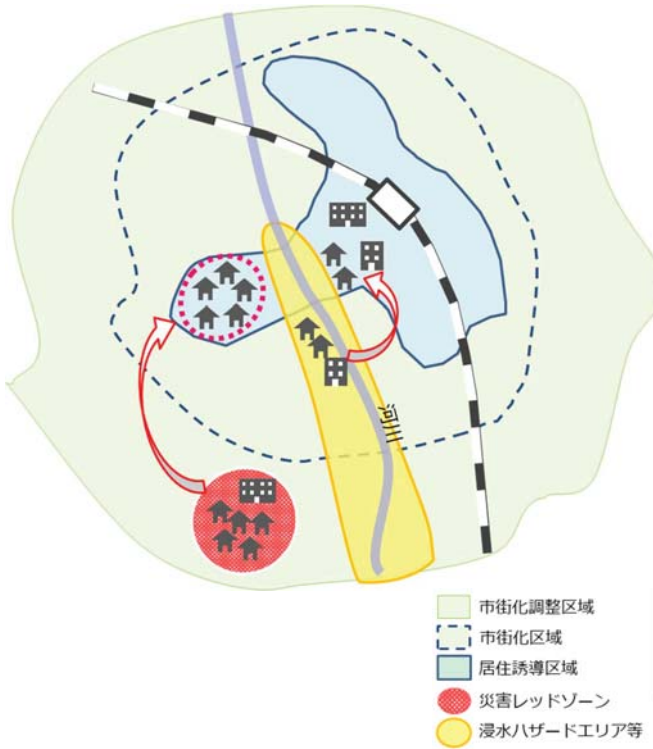
### コンパクトシティ形成支援事業の概要



### (調査内容の具体例)

- 集落における移転の意向
- 望まれる移転先の場所
- 集落到住む居住者の属性、親族関係、及び親族の意向
- 移転先に望まれる施設や機能
- 移転に必要な費用の算定希望額
- 移転後の跡地の処理方法
- 必要な相談体制
- 移転先における居住体験と評価
- 移転計画のモデル的な実施

- 災害ハザードエリアからの**住宅又は施設の移転**に対して、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、**手続きの代行等を行う**



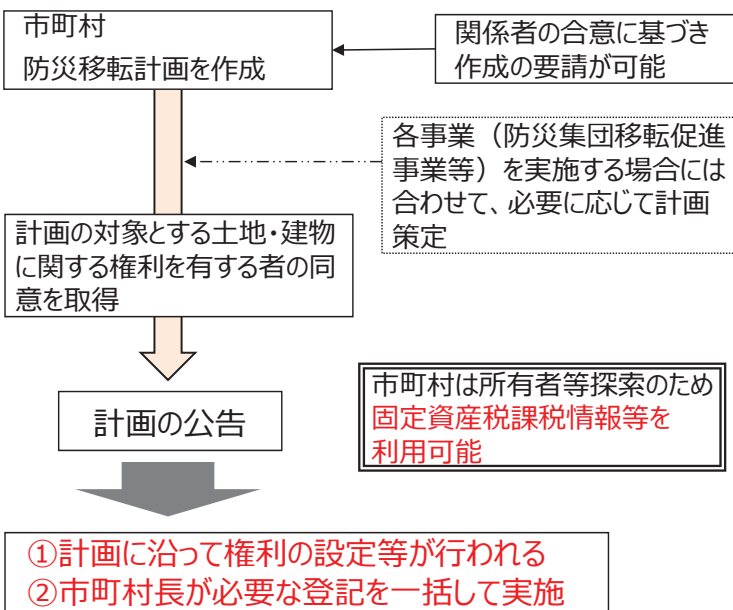
「居住誘導区域等権利設定等促進事業」

防災移転計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）

- 主 体：立地適正化計画を作成している市町村
- 対 象：災害ハザードエリアから居住誘導区域に住宅又は施設を移転する場合
- 計画内容：市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、以下の事項を記載した計画を作成。
  - ① 移転者の氏名、住所
  - ② 移転先の土地建物の内容（住所、面積、建物の構造等）
  - ③ 移転先の土地建物の権利者の氏名、住所
  - ④ 移転先に設定する所有権、賃借権等の種類
  - ⑤ 移転の時期、移転の対価、支払い方法 等
- 法律の効果：市町村が計画を公告することにより、計画に定めた所有権、賃借権等が設定又は移転。また、計画に基づく権利設定を、市町村が一括で登記が可能（不動産登記法の制度）。
- 支援措置：
  - ・計画作成に当たって、固定資産税情報等の活用が可能。
  - ・移転に係る不動産鑑定等の費用について、財政支援。※
  - ・移転に係る開発許可手数料の減免等。
 （※）防災集団移転促進事業やコンパクトシティ形成支援事業（居住機能の移転促進に向けた調査）を実施する場合。

居住誘導区域等権利設定等促進事業

制度フロー



制度活用のポイント

1. 細分化された土地・建物の活用に向けた権利関係の整序に有効
2. 任意の権利設定・移転に比べ、時間・手間を大幅に削減
3. 行政のコーディネートにより、地権者等の安心感を得やすい

制度創設に際して参考にした事例

熊本県「土砂災害危険住宅移転促進事業」

**事業概要**  
 ■創設 平成27年  
 ■要件  
 ①レッドゾーン内に居住している  
 ②移転先が、レッド・イエローの外  
 ③レッド内の住宅を売却する  
 ■補助額 最高300万円  
 ■補助対象 移転先住宅の建設・購入費、移転経費、元の住宅の売却費 等  
 ■移転実績 累計：72件

交付住民アンケート結果

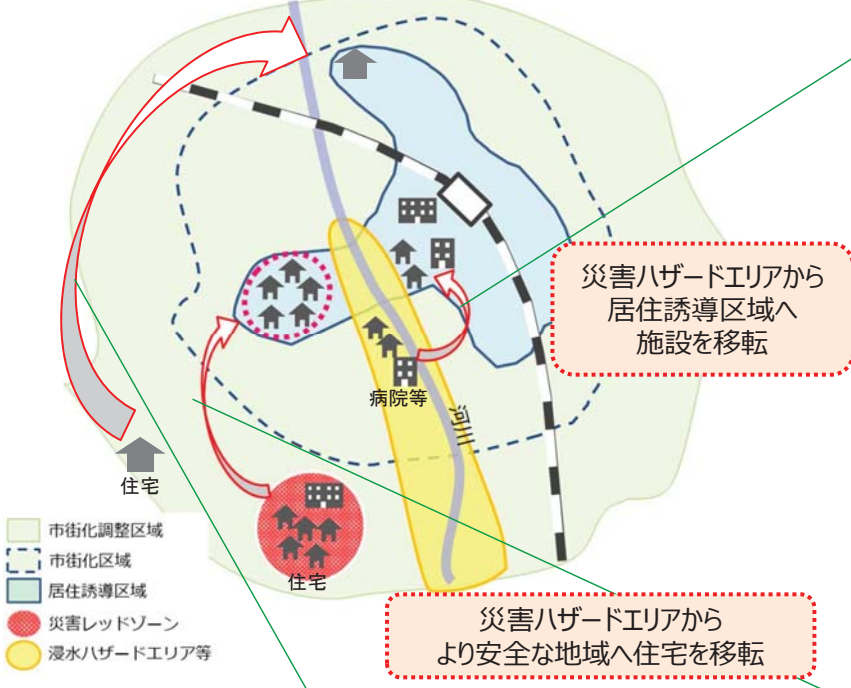
- ・「住宅移転時の問題点・支障」として、26%の住民が「移転先の確保」を挙げた。
- ・「事業内容の向上に必要な支援」として、16%の住民が「移転先の確保の支援」を挙げた。（H29.10実施、実際に移転した住民を対象）

熊本県では、ハザードエリアから安全な地域への移転を支援している。移転の検討段階で住民アンケートを行ったところ、**移転費用の確保**という課題以外にも**移転先の確保難**から移転に至らないケースが存在している。

このため、立地適正化計画の趣旨を踏まえて、**行政が能動的に居住誘導区域又は都市機能誘導区域内への移転をコーディネートする制度を法的に整備する必要**がある。



市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等を行う。なお、移転の際には、以下の事業を活用可能。



### 都市構造再編集中支援事業の事例

災害ハザードエリアにある高校を  
まちなかへ移転（長野県松本市  
村井駅周辺地区）



### 防災集団移転促進事業の事例

被災した住宅の移転先として、安全性の高い高台  
の住宅団地を整備（岩手県宮古市 田老地区）



### がけ地近接等危険住宅移転事業（個別の住宅移転を支援）

災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業

## 防災集団移転促進事業の概要

※赤字については、令和2年度の拡充事項

- 住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等に対し事業費の一部を補助
- 地域の合意形成の下、地域まるごとの集団移転を行い、地域コミュニティの維持、防災性向上を実現

#### 【事業の要件】

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、集団移転促進事業計画を定める。

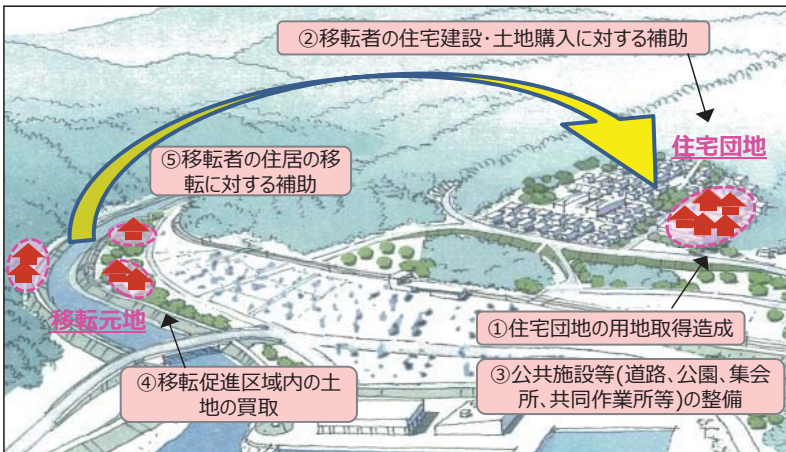
#### 移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある災害危険区域

#### 移転先（住宅団地）

10戸以上（かつ移転しようとする住居の数の半数以上）

ただし、災害ハザードエリアからの移転については5戸以上（事前移転の促進）



#### 【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3/4）

- 住宅団地の用地取得及び造成に要する費用（団地を移転者に分譲する場合は国庫補助対象外）
- 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費（住宅ローンの利子相当額）
- 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する経費
- 移転促進区域内の土地の買取に要する経費（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買取る場合に限る）
- 移転者の住居の移転経費（引っ越し費用等）に対する補助に要する経費
- 事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1/2）

補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担

国庫補助金 3/4

一般補助施設  
整備等事業債  
(充当率90%)

一般  
財源

元利償還の80%を特別交付税措置  
50%を特別交付税措置

：国の負担分   ：地方の負担分

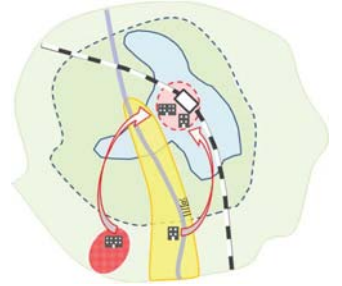
#### 地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
  - 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
- ※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

○病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備に対して支援を実施。

### 【市町村等への支援】

- 事業主体：市町村及び市町村都市再生協議会等
- 対象事業：都市再生整備計画に位置付けられた立地適正化計画の都市機能誘導区域内の誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）の整備
- 国費率：1/2
- 整備に要する費用（購入費を含む。）の1/2を国からの支援額とする。
- 誘導施設の整備の他、都市再生整備計画に位置付けられた居住誘導区域内の公共公益施設の整備等についても国費率45%（都市機能誘導区域内は国費率1/2）で支援。

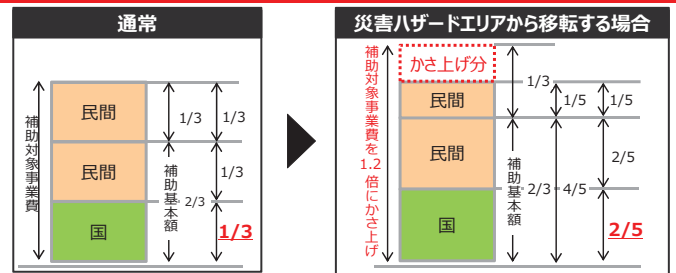


凡例  
 ■市街化調整区域 ■市街化区域 ■居住誘導区域  
 ●都市機能誘導区 ●ハザードエリア ●浸水想定区域

### 【民間事業者等への支援】

- 事業主体：民間事業者等
- 対象事業：都市再生整備計画に位置付けられた立地適正化計画の都市機能誘導区域内の誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）の整備
- 国費率：1/2
- 民間事業者等に対する市町村からの公的不動産活用支援等による額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）の1/2のいずれか低い額を国からの支援額とする。
- 災害ハザードエリアから都市機能誘導区域内に移転する場合、誘導施設整備に係る補助対象事業費を1.2倍にかさ上げ。

### ＜補助対象事業費\*のかさ上げのイメージ＞



※ 補助対象事業費：設計費、土地整備費、用地取得費\*1、共同施設整備費、専有部整備費\*2、負担増分用地費、貸借料

※1 用地取得費については、緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限る。

※2 専有部整備費については、専有部の整備に要する費用の23%とする。

※誘導施設については、三大都市圏の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

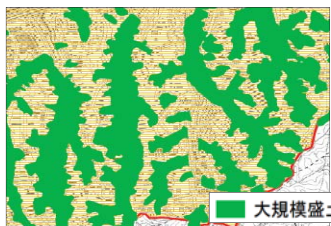
# 宅地耐震化推進事業による支援

○立地適正化計画に位置づけられる防災対策として実施する宅地耐震化推進事業について、令和2年度から国費率を**高上げ（1/4→1/2）**

### 【事前対策の流れ】

#### Step1 マップの作成

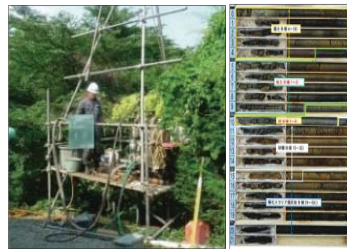
大規模盛土造成地がどこにあるかを把握する



盛土の位置を把握

#### Step2 変状の監視・調査

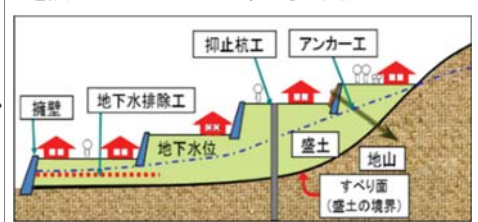
変状の確認や地盤調査等により宅地ごとの安全性を調査し、危険な宅地を抽出する



盛土ごとの安全性を調査

#### Step3 対策工事の実施

危険な宅地に対して、対策工事を実施する



杭の設置や地下水の排除等により耐震化を図る

### 【対策工事の拡充】（令和2年度の拡充事項）

- 令和元年度末にマップ公表率は100%になる見込み
- 対策工事が進まない主な要因である①地方負担、②対策を優先すべき箇所の明示がないことを解決するため、

対策を優先すべき箇所を明示して、その箇所に対して国費率を1/2に高上げすることでインセンティブを付ける

### 【参考事項】

豪雨災害により宅地が崩壊した地区の復旧に活用した事例（奈良県三郷町）



平成29年台風21号の影響で宅地擁壁が崩壊



○地震災害時に周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等となる都市公園等について整備を推進。

○令和元年台風第19号等による整備効果や課題を踏まえ、**非常用発電設備の整備等の緊急対策を実施し、防災機能を更に強化。**(R1年度補正予算)

## ■防災公園の整備

○地域防災計画に位置付けられている避難地、避難路等となる都市公園の整備を重点的に支援

機能区分	役割	公園種別	面積等
一次避難地	大震災等の災害が発生した場合において主として一時的避難の用に供する都市公園	近隣公園 地区公園 等	面積 2ha以上
避難路	広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路となる都市公園	緑道 等	幅員 10m以上
広域避難地	大震災等の災害が発生した場合において広域的避難の用に供する都市公園	都市基幹公園 広域公園 等	面積 10ha以上

### (整備事例)



○災害発生時に住民が安全に避難できるように備蓄倉庫や耐震性貯水槽などの災害応急対策施設の整備を推進

### ●災害応急対策施設

**備蓄倉庫**  
発災時の食糧の備蓄、及び救助等に必要器具を保管する施設

**耐震性貯水槽**  
災害によって水道等のライフラインが断絶した場合の当面の飲料水や消防用水の確保をする施設

**放送施設**  
屋外スピーカー等、避難者等への災害や物資の配給等に関する情報の発信を行う施設

## ■予算制度

○社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金（国費率 用地費1/3、施設費1/2）

# 避難地（広場、公園、施設等）と避難路

※赤字については、令和2年度の拡充事項

○ 防災上危険な市街地における命を守るための避難地や避難路等地域の身近な逃げ場所の整備を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金）により支援

## 都市防災総合推進事業のイメージ

### 【実施要件】

- ・事業主体：地方公共団体
- ・国費率：1/3、1/2
- (避難施設整備に係る用地費対象化)**

### 【地区要件】

- ・大規模地震発生の可能性の高い地域
- ・重点密集市街地を含む市
- ・DID地区
- ・**災害の危険性が高い区域を含む市街地**  
**(洪水浸水想定や土砂/津波災害警戒区域等)**

### 【支援内容】

- ・地区公共施設整備（避難地、避難路）
- ・災害時の住民等の緊急的な避難に必要な施設（津波避難タワーなどの避難場所、避難場所への防災機能の追加整備（備蓄倉庫、耐震性貯水槽など））

### 避難路や避難施設の新規整備



高台避難地【牧之原市】



浸水を想定したピロティ形式の防災センター【豊橋市】

### 既存施設に防災機能を追加的整備



既存施設（市営住宅）へ避難階段設置【藤沢市】  
その他、民間施設への補助事例あり  
(屋上部避難場所設置)

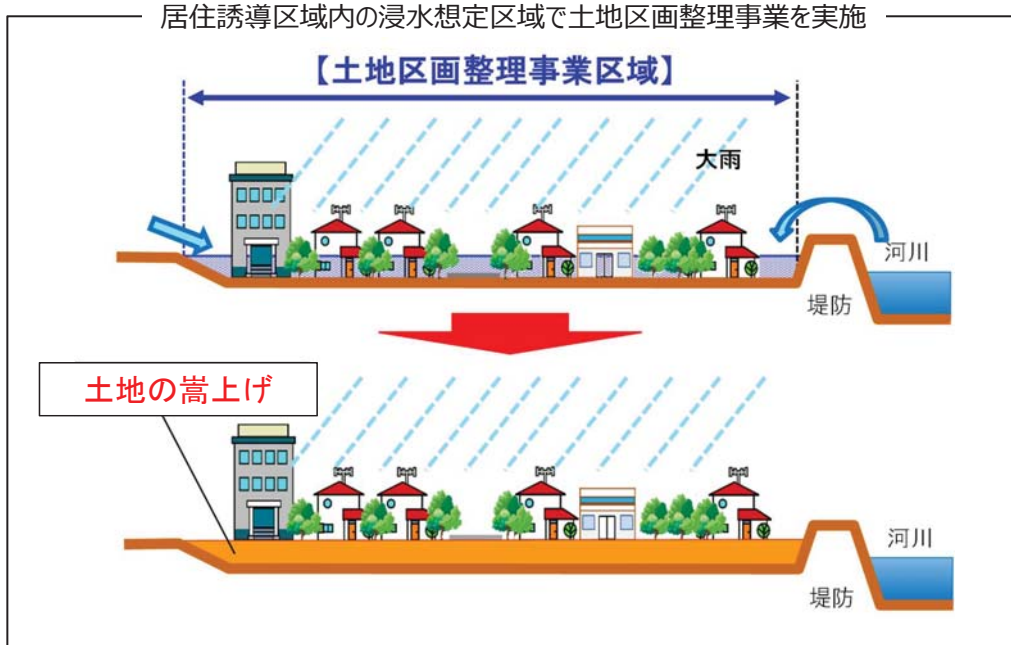


既設避難場所への防災備蓄倉庫の設置【南国市】

○居住誘導区域内の浸水被害の防止・低減を図るため、都市再生区画整理事業を拡充し、**立地適正化計画**に位置づけた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、**土地の嵩上げ費用を補助限度額の算定項目に追加**。

## 【土地の嵩上げによる浸水対策のイメージ】

区画整理事業にあわせて土地の嵩上げをすることにより、地区内の浸水被害を軽減



# グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラ※の整備を支援することにより、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進する。

※グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

## 施策の概要

- ◆事業目的
- ① 公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に**複数の地域課題の解決を目指す**
  - ② **官民連携**による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

## ◆事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた**目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定**

### ■ 目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ

目標（例）	目標の具体的な内容	目標達成に必要なグリーンインフラ
目標① 雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減	都市公園の整備 レインガーデンの整備
目標② 都市の生産性向上	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
目標③ 暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

グリーンインフラの導入計画に基づく**官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援**

### ■ 支援対象

- ◆ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
- ◆ ①～⑤のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
- ◇ **グリーンインフラ活用型都市構築支援事業**：民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）
- ◇ **都市公園・緑地等事業**：地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）

### ハード

- 公園緑地の整備
- 公共公益施設の緑化
- 民間建築物の緑化（公開性があるものに限る）
- 市民農園の整備
- 緑化施設の整備（①～④の整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限る）



### ソフト

- グリーンインフラに関する計画策定
- 整備効果の検証

## ◆事業実施イメージ

### 複数の地域課題（例）

- 課題① 豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要【浸水被害軽減】
- 課題② 賑わいある空間づくりが必要【生産性向上】
- 課題③ 夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要【暑熱対策】

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

### 【拠点的な市街地における事業イメージ】

✓働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

### 対象エリアのイメージ



### 雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備



局地的な大雨に強いまちづくりの一環として都市公園に雨水貯留浸透施設を整備



雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与



- 市街地や住宅地の防災性向上のため、防災マップづくりなどのソフト対策を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金）により支援

## 【実施要件】

事業主体：地方公共団体  
国費率：1/3、1/2

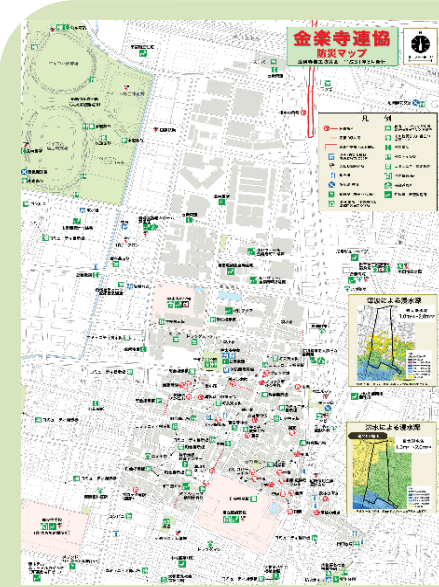
## 【地区要件】

- ・大規模地震発生の可能性の高い地域
- ・重点密集市街地を含む市
- ・DID地区
- ・災害の危険性が高い区域を含む市街地（洪水浸水想定や土砂／津波災害警戒区域等）

## 【支援内容】

- ・建物倒壊や火災の危険性、消防・避難の困難性、津波シミュレーションなど市街地の災害危険度判定に関する調査
- ・住民等のまちづくり活動を活性化するための地区住民等に対する啓発活動
- ・地区のまちづくり方針の作成 等

## 地域住民と連携した防災マップづくりやまちづくりへの啓発活動



住宅地における防災マップ【尼崎市】



地域住民とのワークショップ【尼崎市】



まち歩きによる啓発活動（兵庫県神戸市）

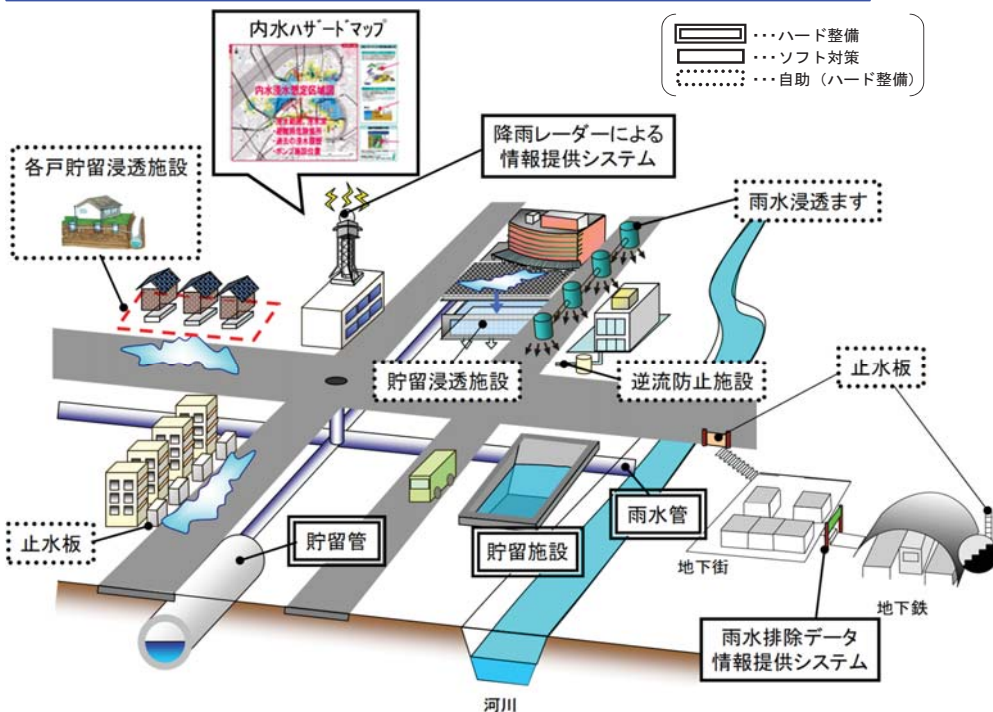
## 【効果】

- ・住民の危機意識を高めることによる早期避難
- ・避難経路や避難場所を事前に把握することによる円滑な避難

# 防災・安全交付金による支援（下水道）

- 下水道事業においては、地方公共団体の規模に応じて、一定規模以上の雨水管、雨水ポンプ場、雨水貯留施設等の貯留・排水施設の整備を防災・安全交付金により支援。
- 加えて、一定規模以上の浸水被害の実績がある地区、一定規模の浸水が想定される地区等においては、「下水道浸水被害軽減総合事業」として、通常よりも小規模な貯留・排水施設の整備やソフト対策についてもきめ細やかに防災・安全交付金による支援を行い、ハード・ソフトを効果的に組み合わせた総合的な浸水対策を推進。

## 下水道による総合的な浸水対策のイメージ



## 下水道浸水被害軽減総合事業（下水道浸水被害軽減型）の主な交付対象

- ① 一定規模以上の貯留・排水施設（通常よりも小規模な施設も交付対象）
- ② ①と同等の機能を有し、経済的な雨水浸透施設
- ③ 下水道工事の路面復旧における透水性舗装
- ④ 降雨等に関するリアルタイムの情報提供施設
- ⑤ 移動式排水施設
- ⑥ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設
- ⑦ 雨水貯留浸透施設（間接補助）
- ⑧ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（間接補助） 等

- 近年、全国の都市において内水被害が頻発しており、市民生活、経済活動への甚大な影響が発生。
- このため、下水道による大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水対策について、計画的・集中的に支援するための補助事業制度を令和元年度より創設。
- さらに、一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、集中的に支援する補助事業制度を令和2年度より創設。

令和元年度より創設

### 下水道床上浸水対策事業

#### <大規模な再度災害防止対策>

○ 浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区等における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を集中的に支援。

- ・概ね5年以内で完了する事業
- ・過去概ね10年以内に床上浸水50戸以上等の要件

### 事業間連携下水道事業

#### <河川事業と連携した内水対策>

○ 内水による深刻な影響を回避するため、河川事業と一体的かつ計画的に実施する下水道整備を集中的に支援。

- ・概ね5年以内で完了する事業
- ・想定される浸水家屋が25戸以上等の要件

令和2年度より創設

### 大規模雨水処理施設整備事業

#### <大規模な雨水処理施設の設置・改築>

○ 計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援。

- ・概ね10年以内で完了する事業
- ・総事業費が5億円以上を要件

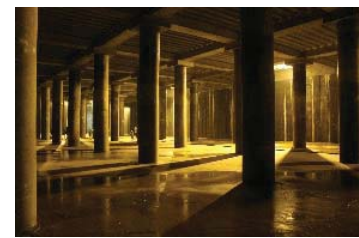
### 【対策イメージ】



雨水ポンプの整備



雨水貯留管の整備



貯留施設の整備

# 防災性能の向上等に対応した市街地再開発事業等の促進

令和元年10月の台風19号の発生等に伴い、洪水等による災害が多発したことを踏まえ、災害に対し脆弱な地域等において、浸水対策を総合的に実施（止水板の設置、非常用発電設備の設置、雨水貯留槽の設置、一時避難施設等の設置等）し、マンション等の浸水被害の防止に資する市街地再開発事業等を推進し、都市の防災対策を推進する。

### 市街地再開発事業（交付金）

浸水想定区域を含む地区において、市街地再開発事業で整備する公共施設建築物において、浸水対策を推進

#### ○大船駅北第二地区（神奈川県横浜市）



横浜市栄区 洪水ハザードマップ

### 整備イメージ



雨水貯留浸透施設のイメージ



非常用発電設備のイメージ



止水板のイメージ

### 防災・省エネまちづくり緊急促進事業（補助金）

防災性能向上等の緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物を整備する市街地再開発事業等の緊急的な促進  
R2 拡充事項として、「雨水貯留浸透施設の整備」を選択要件（防災対策）に追加

#### ○南小岩六丁目地区（東京都江戸川区）



江戸川氾濫時 浸水マップ



## 事業概要

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業【昭和47年度～】

## 補助対象

- (1) 除却等費
  - 危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等(限度額:975千円/戸)
- (2) 建設助成費
  - 危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額(借入利率:年8.5%を限度)
  - 限度額:【通常】4,210千円/戸(建物3,250千円/戸、土地960千円/戸)
  - 【特殊地域】7,318千円/戸(建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸)
  - ※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域
- (3) 事業推進経費
  - 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

## 交付率

国:1/2、地方公共団体:1/2

## 交付団体

都道府県、市町村

## 事業実施主体

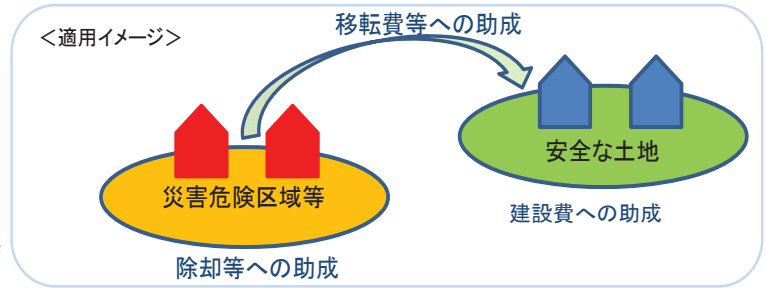
市町村  
(市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県。)

【限度額が引き上げられる地域】

	特殊土壌地帯	地震防災対策強化地域	急傾斜地崩壊危険区域	災害危険区域
根拠法	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法	大規模地震対策特別措置法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	建築基準法
指定権者等	国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣	内閣総理大臣	都道府県知事	地方公共団体(条例)

## 補助要件

- (1) 対象地区要件
  - 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域(建築基準法第39条第1項)
  - 地方公共団体が条例で建築を制限している区域(建築基準法第40条)
  - 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)
  - 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域(土砂災害防止法第4条)
  - 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域(災害救助法第2条)
- (2) 対象住宅要件
  - 既存不適格住宅
  - 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅
  - ※ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6ヶ月を経過している住宅に限る



# がけ地近接等危険住宅移転事業の事例(熊本市)

## 熊本市におけるがけ地近接等危険住宅移転事業の概要

- 土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格の住宅については、平成29年3月24日公費解体済み。
- 土砂災害警戒区域外の自宅敷地に2世帯住宅を建設。
- 跡地については本事業の趣旨に従い、住宅等を禁止する旨の看板を立てるとともに、更地にして適切に管理。



事業年度	H29～H30
事業主体	熊本市
事業区域	熊本市内における土砂災害特別警戒区域
除却等費	802千円(整地、砂利舗装等)
助成費	3,190千円(建物購入費ローン利子)
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年3月18日 レッドゾーン(土砂災害特別警戒区域)指定</li> <li>・平成28年4月 熊本地震被災(全壊)</li> <li>・平成29年10月30日 本事業申請</li> <li>・熊本地震による震災復旧対応工事が過密な状態となっており、人材配置・資材確保が遅れ、完了期日延長(変更3回)</li> </ul>

(土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件(平成13年国土交通省告示第383号))

土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物は、土砂災害により想定される衝撃に耐えられるものとして、以下のいずれかによる構造としなければならない。

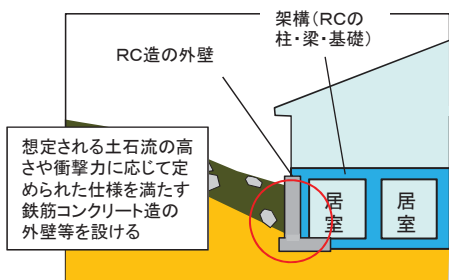
(土石流の場合)

- ①土石流が作用する部分に居室がある場合、想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす**鉄筋コンクリート造の外壁等**を設けること。(土石流が作用する部分に居室がない場合、柱・梁等を同様の仕様とすること) 又は、**構造計算**によって、土石流の衝撃に対して建築物が安全であることを確かめること。
- ②急傾斜地と建築物の間の位置に**鉄筋コンクリート造の塀等**を設置すること。

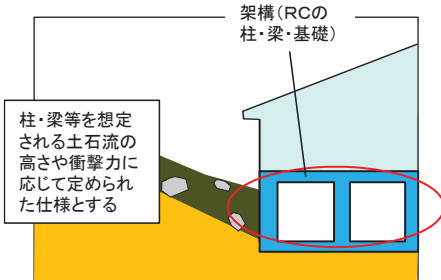
## ①建築物の構造

<仕様基準>

土石流が作用する1階に居室



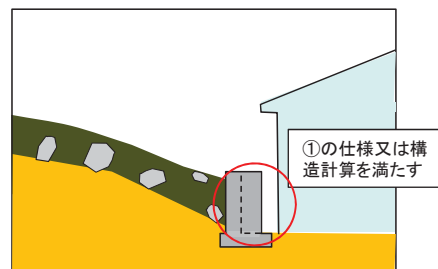
上階のみ居室



- ・土石流の衝撃を受ける高さ以下の外壁をRC造とすること。(上階のみ居室を設けた場合を除く)
- ・RC造の控壁又は架構を設けること。
- ・設計基準強度18N/mm<sup>2</sup>以上のコンクリートを用いること。
- ・外壁の厚さを15cm以上とすること。
- ・土石流の高さや衝撃力に応じて、縦筋の断面積や架構の柱の径等を定められた値以上とすること。

## ②RC造の塀等

<仕様基準>



- ・土石流の衝撃を受ける高さ以下の塀等をRC造とすること。
- ・RC造の控壁を設けること。
- ・設計基準強度18N/mm<sup>2</sup>以上のコンクリートを用いること。
- ・壁等の厚さを15cm以上とすること。
- ・土石流の高さや衝撃力に応じて、縦筋の断面積や架構の柱の径等を定められた値以上とすること。

<構造計算>

- ・土石流の移動による衝撃力によって、外壁等に生ずる力を計算。
- ・外壁等に生ずる力が、当該外壁等の耐力を超えないことを確認。

<構造計算>

- ・土石流の移動による衝撃力によって、塀等に生ずる力を計算。
- ・塀等に生ずる力が、当該塀等の耐力を超えないことを確認。

# 住宅・建築物安全ストック形成事業(土砂災害関係)

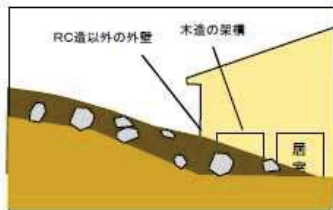
## ■目的

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定された土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修に対する支援を行うことにより、建築物の安全性を確保することを目的とする。

## ■事業内容

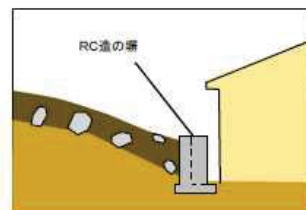
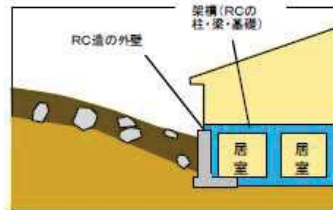
- 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援する。

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



改修  
(イメージ)

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

- 補助対象: 以下の要件を満たす建築物。
  - ・土砂災害特別警戒区域内の建築物
  - ・建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物
- 補助率: 23%(うち国費11.5%)
- 補助対象限度額: 336万円/棟



**事例の概要**

事業年度:平成28年度  
用途:共同住宅(8戸)  
延べ面積:522.36m<sup>2</sup>

所有者:広島県福山市  
事業費:2052(千円)  
補助額:235(千円)

改修内容:防土堤の設置

○施工前後写真



施工箇所① 施工前



施工箇所② 施工前



施工箇所① 完了



施工箇所② 完了

## 小規模住宅地区改良事業

### 1. 概要

不良住宅※が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区において、地方公共団体により、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅(小規模改良住宅)の建設、生活道路又は児童遊園等を整備する事業。

※地方公共団体が移転勧告等を行った住宅や災害で著しく損傷した住宅も該当する。

### 2. 根拠

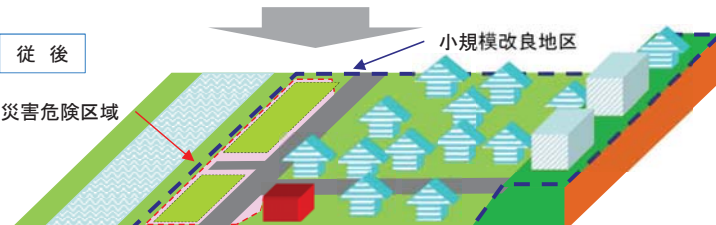
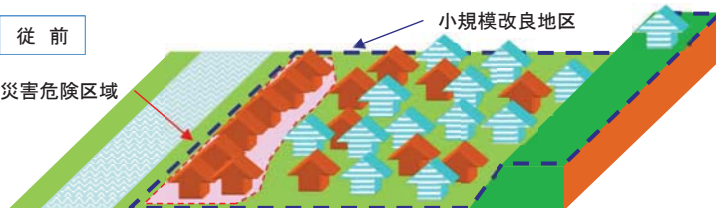
小規模住宅地区等改良事業  
制度要綱(住宅局長通達)

### 3. 対象地区

- ・不良住宅戸数 15戸以上
  - ・不良住宅率 50%以上
- 等

### 4. 補助対象

- ・不良住宅の買収・除却 (補助率) (1/2)<sup>※</sup>
  - ・小規模改良住宅整備 (2/3)
  - ・小規模改良住宅用地取得 (1/2)
  - ・公共施設・地区施設整備 (1/2)
  - ・津波避難施設等整備 (1/2)
- ※ 跡地非公共は1/3 等



小規模住宅地区改良事業の実施事例(奈良県野迫川村)

地すべりや急傾斜地の崩壊による被害を受けるおそれのある住宅の移転又は代替住宅の建設等を行う際に必要な資金を貸し付ける。

## 1. 対象となる工事

- ・ 地すべり等防止法第24条第1項による関連事業計画に基づく住宅の移転等
  - ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項による勧告に基づく住宅の移転等
  - ・ 密集市街地における防災街区の整備に関する法律第13条第1項による勧告に基づく代替住宅の建設等
- ※上記以外に建築基準法第10条第1項の勧告は又同条第3項の命令を受けた時も利用できる場合あり

### 土砂災害防止法(抜粋)

第二十六条 都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には**特別警戒区域内に存する居室を有する建築物**に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

## 2. 主な融資条件

(戸単位)	建設資金	購入資金	金利 (全期間固定金利 令和2年9月1日現在)	償還期間(※2,3)
基本融資額	1,680万円(※1)	2,650万円	0.45%	35年以内
特例加算額	520万円		1.35%	

- ※1 土地取得資金970万円/戸の上乗せが可能
- ※2 完済時年齢の上限は80歳
- ※3 元金据置期間を設けることも可能(3年以内(償還期間外))

# フラット35地域活性化型(防災対策)の概要(住宅金融支援機構)

住宅の防災・減災対策に取り組むため、「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」等を策定している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げる。

### (1) 事業要件

次の要件を満たす地方公共団体の事業が対象。

- ① 国土強靱化地域計画の策定等の防災・減災に資する取組を実施していること
- ② 住宅における防災・減災対策(耐震改修を除く)に対して、金利引下げ相当分以上の補助金等の財政支援を行うこと
- ③ 機構に設置された有識者委員会において、事業内容が適切であると認められたものであること

### (2) 対象となる防災・減災対策

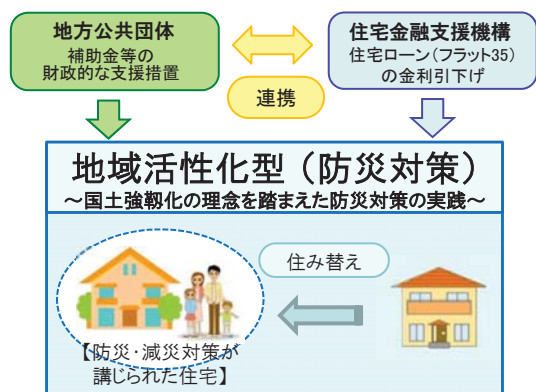
克雪住宅、**雨水浸透施設、雨水利用貯水槽、浸水防止用設備、住宅不燃化**等※

※地方公共団体が地域の実情を踏まえて設定。

### (3) 【フラット35】の金利引下げ

当初5年間、年0.25%引下げ

<制度イメージ>

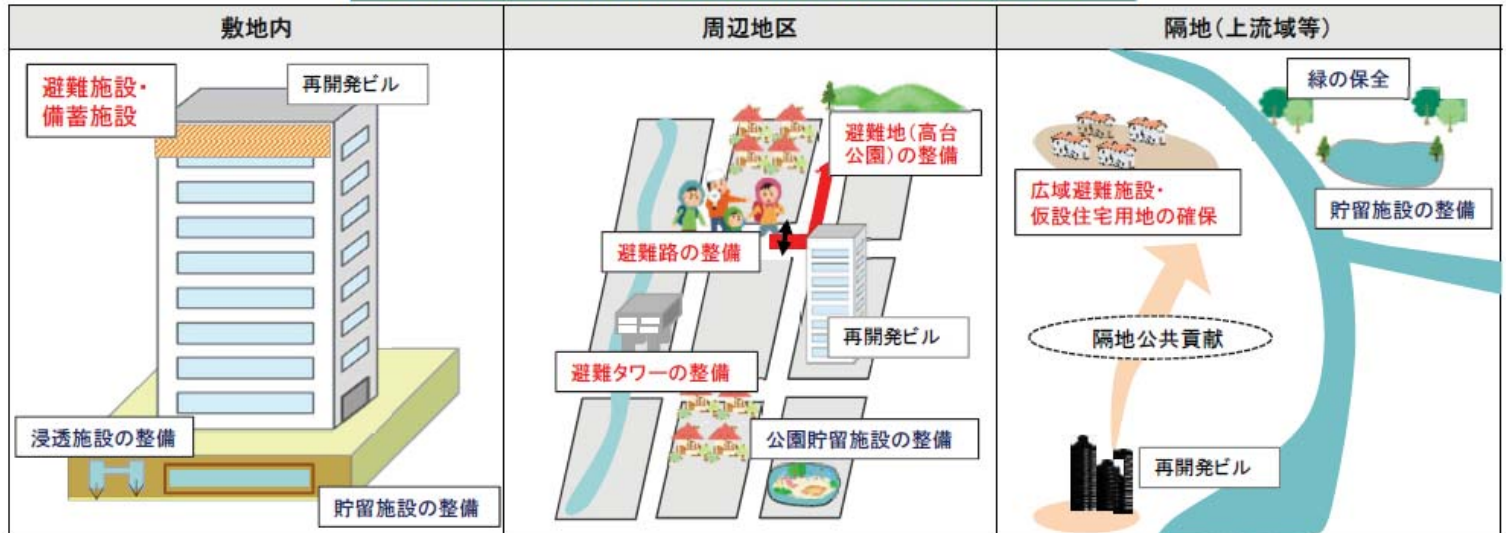




- 課題**
- 近年、各地で大水害が発生しており、今後、気候変動の影響により、水災害が頻発化・激甚化することが懸念されており、都市における水災害対策の必要性が高まっている。
  - これまで、地域固有の課題に基づいた先事例（再開発ビルの下に雨水貯留池などを整備した事例）はあるものの、都市開発プロジェクトにおいて水災害対策との連携についての観点は薄かったところ。

- 対応**
- 都市開発プロジェクトにおける水災害対策（公共貢献内容）を評価し、容積率を緩和する制度を創設する。

## プロジェクトとの関係に応じた水災害対策の手法（イメージ）



(青字)内水・洪水被害の軽減 (赤字)住民の避難支援





# <参考>

## 都市再生特別措置法等の一部改正

公布：R2. 6. 10  
 施行：R2. 9. 7

### 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第43号)

国土交通省

令和2年6月10日公布

#### 背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

〔国土強靱化基本計画〕、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画」・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」(閣議決定)において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

#### 法律の概要

##### 安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

###### 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

- 開発許可制度の見直し
  - 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
  - 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制
- 住宅等の開発に対する勧告・公表
  - 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内の住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

###### 災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による移転計画制度の創設
  - 災害ハザードエリアからの円滑な移転を(予算)防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、病院等の移転に対する支援を支援するための計画を作成

###### 災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
  - <災害レッドゾーン>
    - ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
    - ・土砂災害特別警戒区域
    - ・地すべり防止区域
    - ・急傾斜地崩壊危険区域
  - <災害イエローゾーン>
    - ・災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア(浸水ハザードエリア等)
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
  - ⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

##### 魅力的なまちづくり【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

###### 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画\*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進\*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

###### ○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
  - 例) 公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
  - (予算)公共空間リノベーションへの交付金等による支援
  - (税制)公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減



###### -まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

###### ○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人\*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化
  - \*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人(市町村が指定)
  - (予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
  - (予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援

###### 居住エリアの環境向上

- 日常生活の利便性向上
  - 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設
- 都市インフラの老朽化対策
  - 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
  - ⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等

#### 【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
  - (KPI) 防災指針の作成：約600件(全ての立地適正化計画作成自治体)(2021年~2025年 [2021年:100件 ↗ 2025年:600件])
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
  - (KPI) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制  
(開発許可の見直し)

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<浸水ハザードエリア等>

-**市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区 域		対 応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域	開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域	開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

◆立地適正化計画の強化  
(防災を主流化)

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成

（避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等）

【都市再生特別措置法】

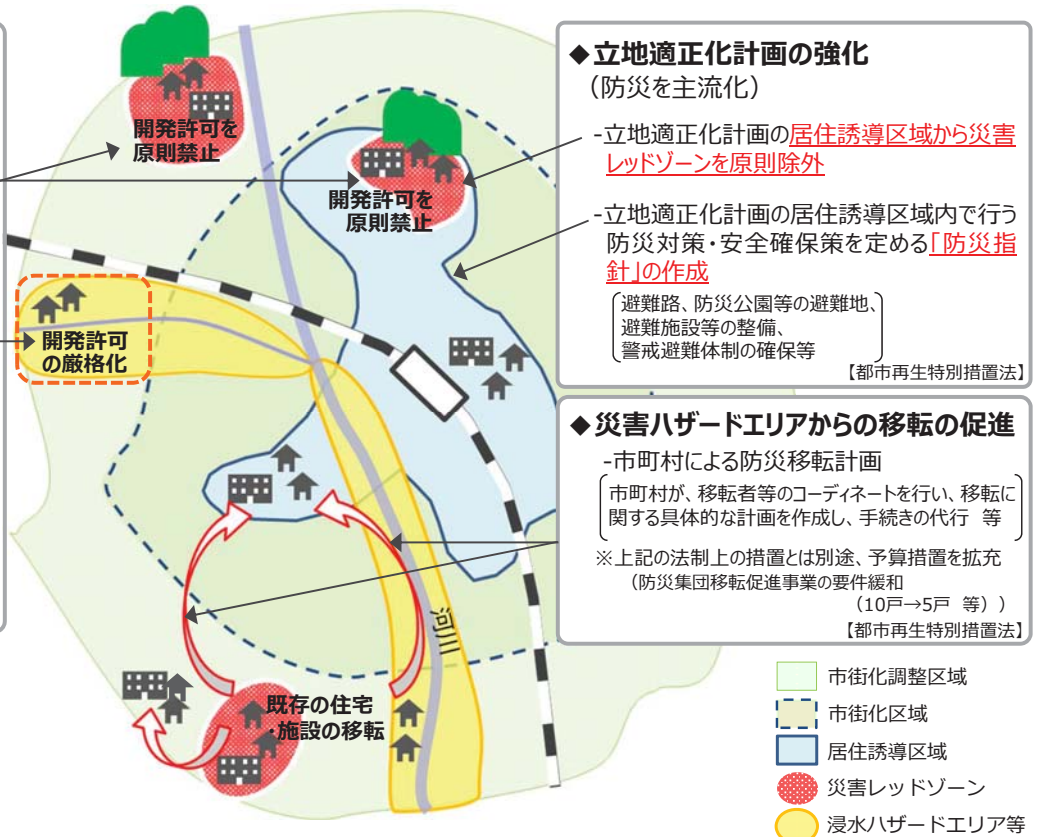
◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による防災移転計画

（市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等）

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

【都市再生特別措置法】



災害レッドゾーンにおける開発の原則禁止

現行（都市計画法第33条第1項第8号）

- ・自己以外の居住の用に供する住宅（分譲住宅、賃貸住宅等）
- ・自己以外の業務の用に供する施設（貸オフィス、貸ビル、貸店舗（ショッピングモールを含む）、貸倉庫（レンタルボックスを含む）、その他賃貸用の業務用施設等）

の開発は

レッドゾーン

- 災害危険区域（出水等）
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

を原則含まないこと



規制対象に**自己業務用施設**を追加

見直し

- ・自己以外の居住の用に供する住宅（分譲住宅、賃貸住宅等）
- ・自己以外の業務の用に供する施設（貸オフィス、貸ビル、貸店舗（ショッピングモールを含む）、貸倉庫（レンタルボックスを含む）、その他賃貸用の業務用施設等）

の開発は

レッドゾーン

- 災害危険区域（出水等）
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

を原則含まないこと

- ・**自己の業務の用に供する施設**（自社オフィス、自社ビル、自社店舗（スーパー、コンビニを含む）、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場、倉庫等）



## 現行（都市計画法第34条第11号、12号）

- 市街化を抑制すべき市街化調整区域であっても、市街地の隣接、近接する等の区域のうち、地方公共団体が条例（いわゆる11号条例、12号条例）で区域等を指定すれば、市街化区域と同様に開発が可能。
- 条例での区域の指定に当たっては、政令（都計法施行令第29条の8、29条の9）において、原則として「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」等を指定区域から除外するよう定められている。

↓ 11号条例、12号条例の区域から、災害レッドゾーン及び浸水ハザードエリア等の除外を徹底

## 見直し

### <法改正>

- 11号条例及び12号条例の区域指定について、災害の防止が図られるよう政令で基準を設定することを法律（都計法第34条第11号、12号）で明記。

### <政省令等改正>

- 11号条例及び12号条例の区域から

#### レッドゾーン

- 災害危険区域（出水等）
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

と 浸水ハザードエリア※等を除外。

※水防法の浸水想定区域等のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリア

- 11号条例の区域については、図面、字名等により明示。

## 災害レッドゾーンにおける開発等に対する勧告・公表

### 現行

立地適正化計画の区域のうち、居住誘導区域外において、3戸以上の住宅又は1戸若しくは2戸の住宅で規模が1,000㎡以上のものの開発行為等を行おうとする場合

- ➡ A. 市町村長に届け出なければならない
- B. 届出に係る行為が住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、**必要な勧告をすることができる**

↓ 災害レッドゾーンでの開発等に対する公表制度の創設等

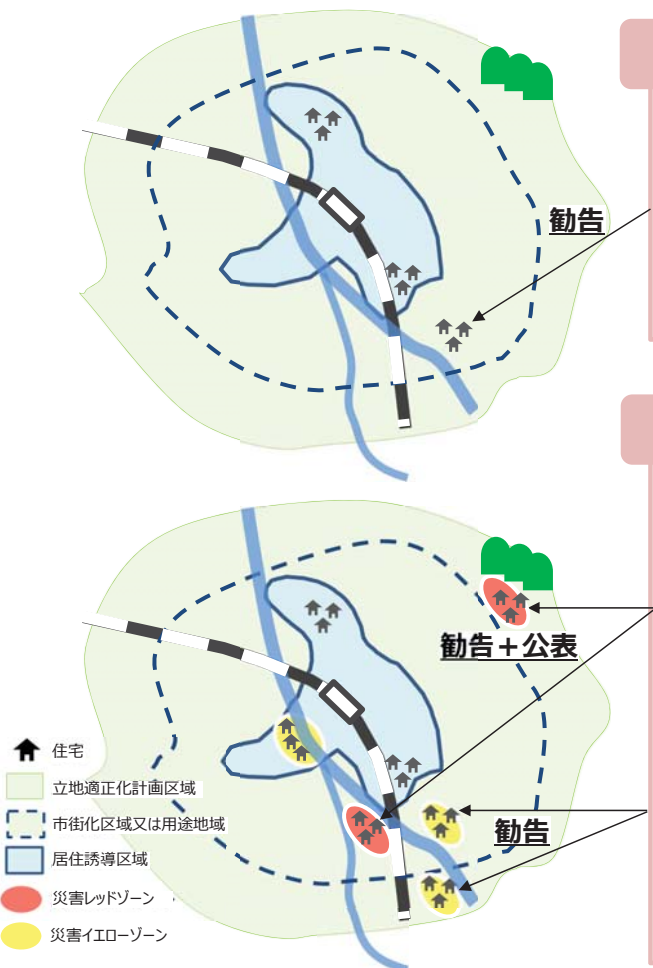
### 見直し

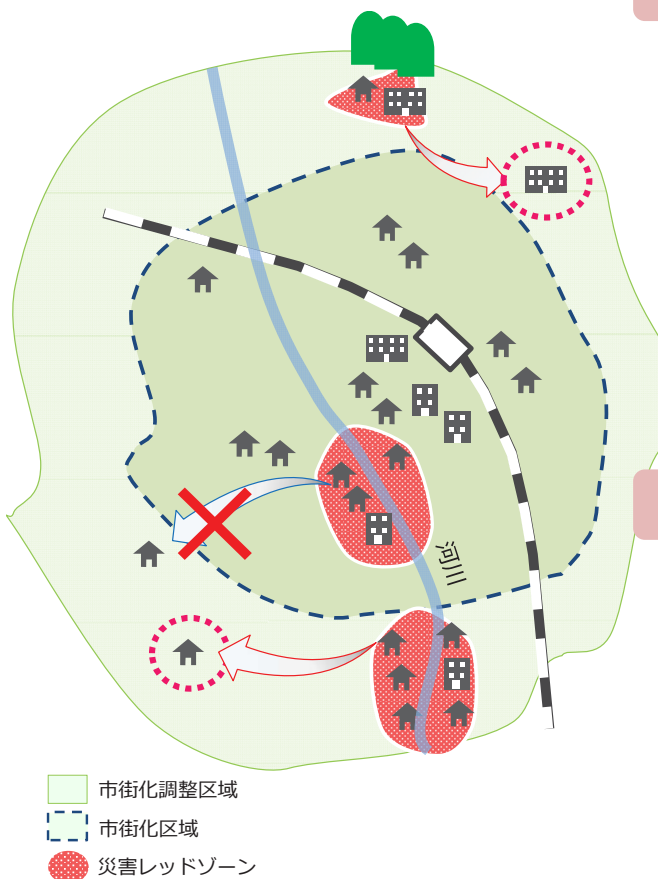
立地適正化計画の区域のうち、居住誘導区域外において、3戸以上の住宅又は1戸若しくは2戸の住宅で規模が1,000㎡以上のもの等の開発行為等を行おうとする場合

- ➡ A. 市町村長に届け出なければならない
- B. 届出に係る行為が住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、**必要な勧告をすることができる**
- C. レッドゾーンでの開発等に対する勧告について、事業者がこれに従わなかったときは、**事業者名等を公表することができる**

#### レッドゾーン

- 災害危険区域（出水等）
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域





現行

市街化調整区域内のレッドゾーン内にある住宅や施設が、同一の市街化調整区域のレッドゾーン外に移転する場合には、

➡ 公益上必要な施設や日常生活に必要な施設であるなど、**都市計画法第34条第1号～第14号に該当する場合を除いて不許可**

- × 安全な場所に移転することが考慮されない
- × 通常の許可申請として扱われる

レッドゾーン

- 災害危険区域（出水等）
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

市街化調整区域内で安全なエリアに移転する際の許可制度を創設

見直し

市街化調整区域内のレッドゾーン内にある住宅や施設が、同一の市街化調整区域のレッドゾーン外に移転する場合には、

➡ **開発が許可される特例を創設（都市計画法第34条第8号の2（新設））**

- ✓ 事前防災に活用可能
- ✓ 安全な場所に移転することを評価 → 特例の対象に

- ※許可対象は、従前の住宅や施設の用途、規模等と同様であるものとする。
- ※第一種特定工作物についても適用対象。
- ※居住調整地域についても同様の特例を創設（都市再生特別措置法第90条）

居住誘導区域内における災害レッドゾーンの原則除外

居住誘導区域として定めない区域（都市再生特別措置法 § 81(19)）

○ 建築基準法第三十九条第一項に規定する**災害危険区域**のうち、同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する**建築物の建築が禁止されている区域**

- **地すべり防止区域**
- **急傾斜地崩壊危険区域**
- **土砂災害特別警戒区域**

＜政令で追加＞  
【令和3年10月1日施行予定】

（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域については災害防止のための措置が講じられている区域を除く）

※津波災害特別警戒区域、災害危険区域（条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）については、引き続き都市計画運用指針において原則居住誘導区域として定めないこととして位置づけ。

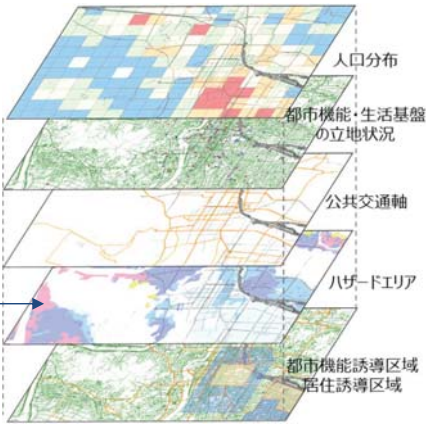


- 防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、新たに、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」を位置づけ、コンパクトシティの取組における防災の主流化を推進。
- 防災指針の作成に当たっては、防災部局等が保有する災害リスク情報と都市部局が保有する都市計画情報を重ね合わせる等により、都市の災害リスクの「見える化」を行うなど、各都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることが必要。

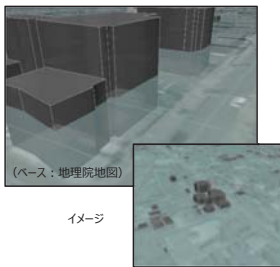
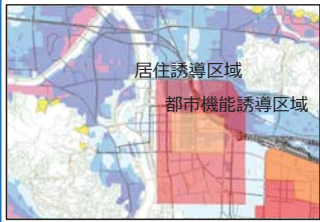
## ■ 災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ

各種災害リスク情報  
(洪水の場合)

- ハザードエリアの分布
- 浸水継続時間
- 家屋倒壊等崩壊危険区域
- 外力規模による違い
- ...

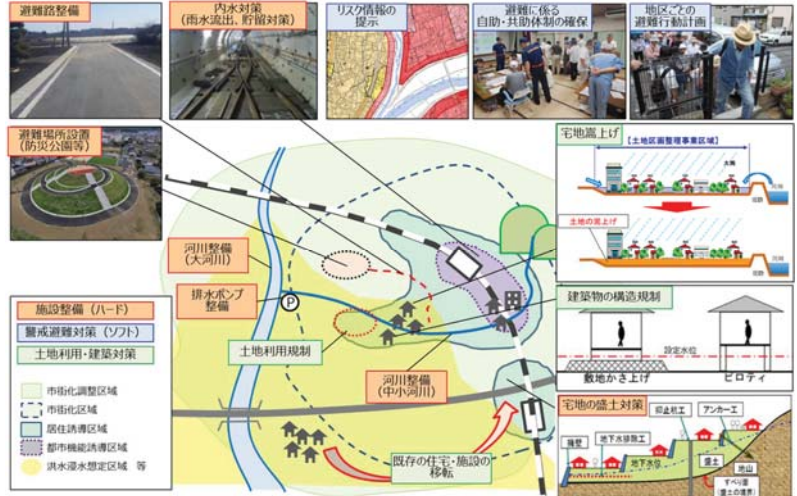


## ■ 都市の災害リスクの見える化



防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

## ■ 防災指針に位置付ける対策 (例)



## ■ 防災対策の実施プログラム (例)

実施内容	実施内容	重点的に実施する区域	実現時期の目標		
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
防災指針の策定	リスク情報の提示	市全域	→		
	地区ごとの避難行動計画	市全域	→		
	避難に係る自助・互助体制の確保	市全域	→		
	既存の住宅・施設の移転	居住誘導区域外	→		
土地利用対策	土地利用規制	市全域	→		
	建築物の構造規制	市全域	→		
	宅地高上げ	居住誘導区域内	→		
	河川整備 (大河川)	市全域	→		
都市整備 (ハード)	河川整備 (中小河川)	市全域	→		
	避難場所設置 (防災公園等)	居住誘導区域内	→		
	避難路整備	居住誘導区域内	→		
	排水ポンプ整備	居住誘導区域内	→		
都市整備 (ソフト)	内水対策 (雨水流出、貯留対策)	居住誘導区域内	→		
	宅地の盛土対策	居住誘導区域内	→		